

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（こども加算分）実施要綱を次のように定める。

令和6年3月19日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第27号

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（こども加算分）実施要綱  
（趣旨）

第1条 この告示は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策として物価の高騰による負担増を踏まえ特に家計への影響が大きい低所得の世帯のうち第4条に規定する対象児童を扶養している世帯に対して臨時的な措置として実施する鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（こども加算分）に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 市長は、次項に規定する支給対象者に対し、物価高騰対応重点支援給付金（こども加算分）（以下「給付金」という。）を支給するものとする。

2 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号のいずれかの世帯の世帯主であり、かつ、第4条に規定する対象児童を扶養している者とする。

（1） 鴨川市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業（追加給付）実施要綱（令和6年鴨川市告示第1号）に基づいて支給を受けた世帯

（2） 鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（均等割のみ課税世帯分）実施要綱（令和6年鴨川市告示第19号）に基づいて支給を受けた世帯

3 前項の場合において、同項各号に掲げる世帯に属する者は、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者であることとする。

4 第2項の規定にかかわらず、市町村民税の均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯又は租税条約による市町村民税の免除の適用の届出によって市町村民税の均等割が課されていない者を含む世帯は、支給対象者の要件を満たさないものとする。

（支給対象者の特例）

第3条 支給対象者が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときにおける支給対象者は、その世帯構成者のうちから新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 配偶者又はその他の親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法

(昭和 35 年法律第 37 号) 及び老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) に定める措置を受けた者その他の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別表のとおりとする。

(対象児童)

第 4 条 給付金の支給額の算定の基礎とする児童 (以下「対象児童」という。) は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 平成 17 年 4 月 2 日以後に出生した児童であつて、基準日において本市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 基準日において施設入所等児童 (児童手当法 (昭和 46 年法律第 73 号) 第 3 条第 3 項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。) である児童 (平成 17 年 4 月 2 日から基準日まで出生した児童をいう。次号において同じ。)
- (3) 基準日において配偶者からの暴力を理由に本市に避難している父母その他の監護者に養育されている児童
- (4) 基準日の翌日から令和 6 年 7 月 31 日まで出生した児童であつて、出生日において本市の住民基本台帳に記録されているもの

(給付金の額等)

第 5 条 給付金の額は、対象児童 1 人につき 5 万円とする。

2 給付金の交付は、同一の対象児童につき 1 回とする。

(支給の届出等)

第 6 条 支給対象者は、給付金の支給を受けようとするときは、市長に対し、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金 (こども加算分) 支給要件確認書 (別記第 1 号様式。以下「確認書」という。) による届出をし、又は鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給申請書 (請求書) (こども加算分) (別記第 2 号様式) (以下「申請書」という。) による申請をしなければならない。

2 市長は、前項の届出又は申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、本人確認を行うものとする。

(代理による届出等)

第 7 条 支給対象者に代わり、代理人として前条第 1 項の届出又は申請を行うことができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日における支給対象者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人 (親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)
- (3) 親族その他の日常的に支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等であつて市長が特に認める者

2 市長は、代理人が前条第 1 項の届出又は申請を行うときは、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、本人確認を行うものとする。この場合において、代理人が同項の届出を行うときは、確認書の委任欄への記載を支給対象者に行わせるものとする。

3 市長は、代理人が第 1 項第 1 号に掲げる者である場合にあっては本市の住民基本台帳により、代理人が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書等の提出期限)

第8条 確認書又は申請書の提出期限は、令和6年5月31日とする。ただし、第4条第4号に掲げる対象児童は、令和6年8月31日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定により確認書又は申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

(給付金の支給)

第10条 市長は、前条の規定により給付金の支給を可とする決定をしたときは、当該支給対象者に対し、給付金を支給するものとする。

2 給付金の支給は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方法は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること等により給付金の支給に支障が生じるおそれがあると市長が認める場合に限り行うものとする。

(1) 支給対象者から市長に通知された金融機関の口座に振り込む方法

(2) 窓口で現金を交付することにより支給する方法

(給付金の支給等に関する周知)

第11条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報誌への掲載その他の方法により市民に周知させるものとする。

(支給が行えない場合の取扱い)

第12条 市長は、給付金の支給が第10条第2項第1号に規定する方法により行えないときは、当該給付金に係る確認書又は申請書の補正を求めるものとする。

2 前項の場合において、市長が補正を求めてもなお、当該給付金に係る届出書又は申請書の補正が行われない場合その他支給対象者の責に帰すべき事由により給付金の支給が行えない場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(給付金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給した給付金の返還を求めるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、別表第1項第2号ア中「第10条第1項又は第10条の2」とあるのは、「第10条第1項」とする。

(失効)

3 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

## 別表（第3条関係）

### 1 配偶者又はその他の親族からの暴力等を理由に避難している者の取扱い

(1) 次のいずれかに該当し、かつ、次号の申出者が満たすべき一定の要件を満たし、その旨の申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日において本市に住民登録をしていない場合であっても、本市における支給対象者とする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の親族その他の当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該者と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民登録をしていないもの

イ 親族からの暴力等を理由に避難している者であって、自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令が出されていること。

イ 婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設の入所者に対して婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。この場合において、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所又は市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）又は行政機関若しくは関係機関と連携して配偶者からの暴力の被害者の支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体又は補助金等交付団体をいう。）が発行する確認書についても、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書と同様のものとして取り扱うものとする。

ウ 基準日の翌日以後に本市に住民登録をし、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、申出者と住民基本台帳上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること（婦人保護施設等に申出者が次項の児童等とともに入所している場合であって、申出者の配偶者に対して当該児童等への接見禁止命令が発令されているとき等この項の取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民基本台帳上の世帯との生計が同一でないと認められることを含む。）。

### 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日において原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により当該年度の末日を超えて在学している者及び第6号における母子生活支

援施設の入所者を含む。)をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)については、本市における支給対象者とする。

- (1) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童等(保護者(同法第 6 条に規定する保護者をいう。次号において同じ。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童等を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除く。)
- (2) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童等を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除く。)
- (3) 身体障害者福祉法第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成 14 年法律第 167 号)第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童等(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (4) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及

び社会的養護自立支援事業等の実施について（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号）により入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

### 3 入所措置等が採られている障害者及び高齢者の取扱い

第 1 号又は第 2 号に掲げる者（以下これらを「措置入所等障害者・高齢者」という。）であって、基準日において本市の住民基本台帳に記録されている者については、本市における支給対象者とする。この場合において、本市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合の当該措置入所等障害者・高齢者についても本市における支給対象者とする。

(1) 身体障害者福祉法第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者及び措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。）（2 月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が採られている者（2 月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

### 4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していない者又は事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以後、本市の住民基本台帳に記録されたときは、本市における支給対象者とする。

### 5 無戸籍者の取扱い

現に市町村の住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると本市に申し出たものについて、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、本市における支給対象者とする。

様

鴨川市長

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書（こども加算分）

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金（こども加算分）について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和6年5月31日までに、この確認書を返送してください。

支給方法	口座振込
支給日	確認書を受理した日から30日後
支給口座	
支給額	円

■世帯主の方が記入してください。

養育している児童の状況

	(フリガナ)	続柄	性別	生年月日	同居・別居の別	別居の場合は住所を記載	監護の有無	生計関係
	氏名							
1				年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
2				年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
3				年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
4				年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
5				年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり鴨川市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄（□）にレ印をご記入ください。【□ 私の世帯は給付金を受給しません】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	年 月 日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	-------	---------	--

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名			
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、この給付金の			を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	署名 世帯主氏名 (委任者)

裏面も必ずご確認ください

表面に記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、口座欄が全て「\*」の場合には、以下のいずれか1つのチェック欄（□）にレを入れてください。

表面に記載された口座に代えて（又は口座欄が空欄の場合）、

- ① 世帯主（申請者）名義の公金受取口座への振込を希望します。（通帳等の写しは不要）  
※ マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ② 下記の現に使用している世帯主（申請者）名義の口座への振込を希望します。（通帳等の写しは不要）  
 水道料引落口座     住民税等の引落口座     児童手当等の受給口座    （希望する場合はいずれか1つをチェック）  
 ※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。
- ③ 下記の口座への振込を希望します。（通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

【受取口座記入欄】※③を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	本・支店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	※			

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、(    -    -    )までお問い合わせください。

## 振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

表面の上の方に記載の口座以外の口座で③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※ 表面の上の方に記載の口座、①公金受取口座又は②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

## 本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合

又は 代理人が確認（受給）する場合 には提出してください。

第2号様式(第6条関係)

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給申請書(請求書)(子ども加算分)  
(申請を必要とする世帯の場合)

市受付印

(宛て)  
鴨川市長

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	年 月 日	電話 ( )

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和5年度分住民税課税証明書又は非課税証明書を添付してください。(該当者全員) ※課税証明書又は非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居の別	別居の場合は住所を記載	監護の有無	生計関係
1			年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
2			年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
3			年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
4			年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
5			年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	本・支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入ください	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、(電話 )にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 

ア 私の世帯は、令和5年度住民税非課税世帯、または令和5年度住民税所得割が課せられていない世帯である。  
イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。  
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、鴨川市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、鴨川市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 鴨川市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年9月30日までに、鴨川市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

**提出書類**

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金申請書(請求書)(こども加算分)  
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)  
※ 必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

(「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)  
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税証明書』又は  
『令和5年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申請の内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名